

新年度を迎えて

さくら咲く4月、新入学や新入社員など、世の中が一新され新年度を迎えます。緊張と不安・ワクワク・喜びがいっぱいの、そんな4月を連想しますが、今年は世の中の課題山積みで、それはニッポン国と世界の関係、とりわけ米国や中国、北朝鮮、台湾、ロシアは目を離せない問題含みでしょう。国内においても経済・教育・少子高齢化は抜き差しならないところに来てしまいました。戦後75年の積み上げてきた結果です。良い悪いを言っても始まりません。現実を受け入れ、少しでも良き方向に向け、できることを歩みだしましょう。

困難の年の始まりです

ニッポンは課題山積みの中ですが、豊かで自由な国と思うのです。本当に豊かで、何より自由です。最近思うこと、それは答え（正解）は一つでないことです。経済を取ってみるとモノが売れない時代に入りました。どうしたらモノが売れていくのでしょうか？

とくに商店街は老衰の体です。売り手側に問題提起です。あなたの商売とことん好きですか？あの「本日開店のころ」持ち続けていますか？熱っぽく訴えていますか？いつの間にかスマートな大規模店のようになっていませんか。

仕入れ先を大事にしていますか

共存と共栄、商売にとって仕入れ先は大事な相手です。値を叩いて、支払いを延ばすなど論外です。共にこの時代を乗り越えるのです。また一番優先すべきは従業員さんをおいて他にありません。素晴らしい従業員さんが集まるところには必ず善き経営者・経営者家族が存在します。善き相乗効果が生まれます。それは楽しく明るい循環を生み、これからの困難を和らげてくれます。

「困っても困り切らない」
必ず手はあります。頑張りましょう。
(自戒をこめて)

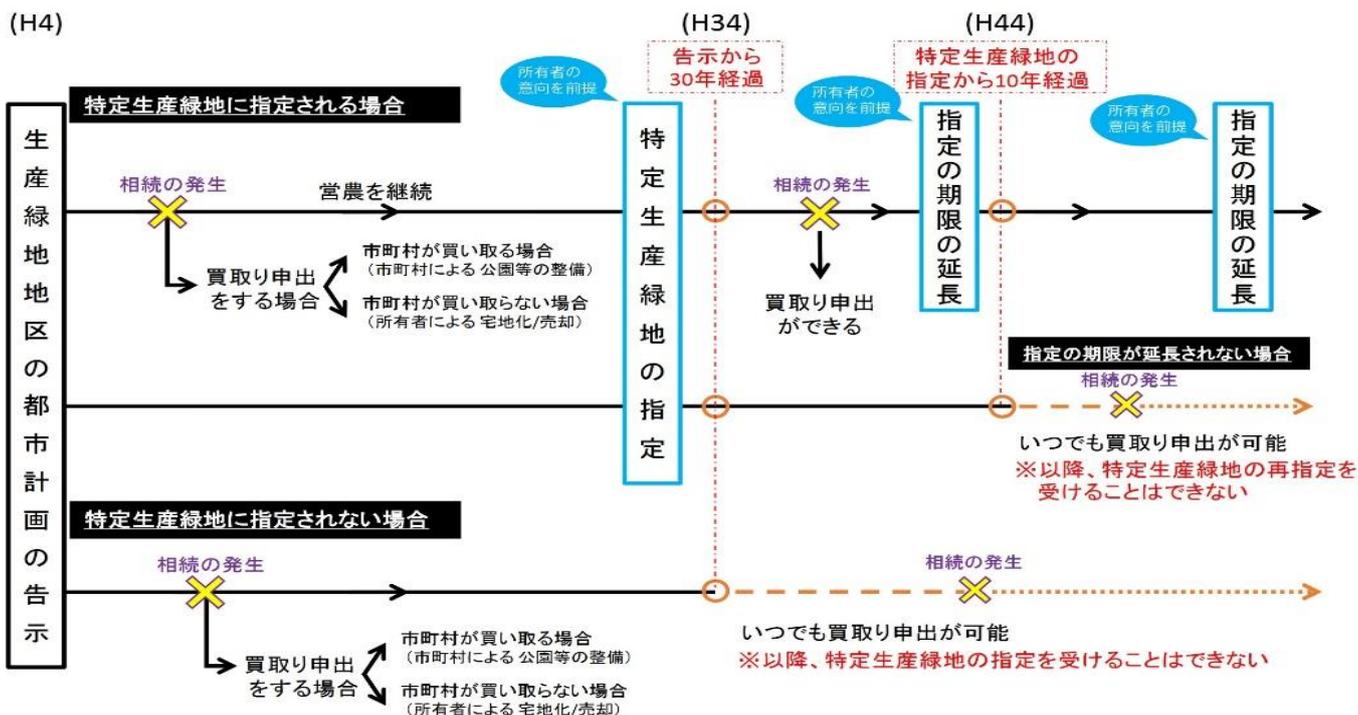
(宇久田進治)



農地のこれから



都市農地の位置付けが都市農業振興基本法の成立（2017年）により、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。また昨年で1992年に生産緑地法が改正された際に指定を受けた生産緑地が30年を経過し、農地として利用されない場合は生産緑地指定を解除され宅地化されています。一方、農地として引き続き利用される場合、様々な規制が緩和されています。今回はその緩和措置等についてご説明したいと思います。



1、特定生産緑地制度の創設

特定生産緑地制度は営農継続する意思のある農家が、買取申出できる期間を10年延長し、引き続き税制優遇を受ける事のできる制度です。

- (1) 固定資産税・都市計画税は引き続き農地評価・農地課税が適用されます。
- (2) 10年経過する前に「更新する」か「更新しない」かを選択できます。
- (3) 次世代の方は、次の相続時点で相続税納税猶予制度の適用が可能になります。



2、生産緑地地区における建築規制の緩和

新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設が追加されました。

- (1) **製造・加工施設**…生産緑地及び周辺地域内で生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造・加工施設
- (2) **販売施設**…生産緑地及び周辺地域内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- (3) **農家レストラン**…生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とする料理を提供する施設

以上のように、生産緑地を活かして使う事で農業従事者の方々が収益を上げやすい施設の設置が認められるようになりました。
(相続事業班 志村智江)



どうするインボイス？ 免税事業者は登録するとどうなる？しないとどうなる？



令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度がスタートします。

法人・個人を問わず、消費税の申告をする必要がない免税事業者の方については、どうするか迷われている方もおられると思いますので、インボイスの登録申請をするポイントについてご案内します。

1. 当社の売上相手先は？

(1) 相手先が主に一般消費者の場合

→免税事業者でも仕入れや経費の支払い時に消費税を負担していますので、今までどおりインボイスの登録申請をせずに、免税事業者のままで消費税相当額を販売価格に転嫁しても問題ありません。ただし、当社の商品等を購入する顧客の中に、経費精算等のためにインボイスを必要とする場合もありますので、その顧客が当社のなかで、どの程度のウェイトを占めるかなどを考慮のうえ、検討する必要があります。

(2) 相手先が主に事業者の場合

①インボイスの登録申請をする

→必然的に消費税の課税事業者となります。免税の事業年度（年）でも消費税の申告・納付が必要になります（納税額は、下記2参照）。

②インボイスの登録申請をしない

→相手先が消費税の申告納付をするときに、当社に支払う消費税相当分を控除できなくなる（＝消費税の納税額が増える）ことが予想されるため、取引を断られる可能性があります。また、取引が継続できる場合でも、消費税相当分の減額を求められることも考えられ、相手先との交渉次第となってきます。インボイスの登録申請をせず免税事業者のままであれば、消費税を申告納付する必要はありません。



2. インボイス登録して課税事業者になると、納税額はどのくらいになるのか？

例：材料支給の一人親方の大工業者や、製品の下請け加工を行なう業者の場合（1年間の売上が770万円（内、消費税70万円）、消費税込みの経費等が330万円（内、消費税30万円）と仮定）

消費税



A 原則的な方法により消費税の申告納付をする場合

売上で預かった消費税70万円から、経費等で支払った消費税30万円を差し引き、40万円を申告納付します。（経費等で支払った消費税額によって納税額は変わってきます）

B 簡易課税制度を選択して申告納付をする場合

売上で預かった消費税70万円のうち、4割にあたる28万円を申告納付します。（事前の申請が必要になります。業種によって割合は異なります。）

C 特例措置により申告納付する場合（令和5年10月～令和8年9月を含む課税期間のみの予定）

売上で預かった消費税70万円のうち、2割にあたる14万円を申告納付します。

それぞれの事業者によって事情は異なると思います。お困りの時は宇久田会計へご相談ください。インボイス制度について、今後新しい情報がありましたら、随時お知らせしていきます。（瀬戸）

参考：国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

上記サイトでは、適格請求書発行事業者録を行っている事業者の情報を公表しています。



職員 青木

のこれが **オススメ!**

『よさこい』

よさこい?という方結構いらっしゃいます。正直、私も妻がやっていなければ全く知りませんでした。よさこいは一言でいえば『踊り』です。ただ、踊りは踊りでもダンスとは違います。オリジナルの楽曲に、鳴子を持ち、色鮮やかな衣装を着て踊る『踊り子』、声を武器に踊り子・観客を奮い立たせる『煽り手』、大きな旗で存在感を出す『旗士』が1つの作品を作り上げます。

よさこいは高知発祥ですが、札幌市や名古屋市にも大きなお祭りがあり数日間で100~300チーム参加します。チームによって綺麗に揃えて踊ったり、勢い熱気で踊るチームと様々なので見るだけでも楽しいです。



鳴子



年齢も上から下まで様々です。ちなみに、私の息子は3歳から旗を振っています。地域によってもよさこいそのものが違ったりします。鳴子を使用せず表現するチーム、踊り子がない旗士だけのチームもいます。表現・魅せ方が全く違います。

とにかく自由…だがかっこいい。それがよさこいです。
(青木)

問はず
がたり

こどもさん、お家の手伝いしてるのかしら?

今お家の手伝いをしているお子さんどれほどいるのかしら?買い物、夕食かたづけ、掃除洗濯、食事作り、ペットの世話、おじいちゃんおばあちゃんの足ミ……このお手伝いが代え難い教育効果だと思っております。

(宇久田 進治)

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2

クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾

しばらくお休みいたします。



ラジオ湘南

毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

